

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月

私は、社会保険事務所（当時）に申立期間について国民年金保険料の納付記録を照会したところ、加入及び納付の事実が確認できないとの回答を受けた。

昭和45年9月末に会社を退職した際は、厚生年金保険と国民年金を通算するため脱退手当金も受給せず、同年10月にA市役所で住民票の手続と一緒に国民年金の加入手続をしたことを覚えている。国民年金保険料は、同年11月ごろに女性の集金人に私の夫の分と合わせて1,000円を渡し、お釣りとして100円を受け取った記憶が明確にある。

また、集金人の方が持参のノートの私の欄に○印を付けたことも記憶しているが、45年10月分の国民年金保険料は夫は納付となっているのに私は未納となっており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、事業所を退職した際に、加入していた厚生年金保険被保険者期間とこれから加入する国民年金被保険者期間を通算するため脱退手当金を受給しなかったと述べており、オンライン記録によると、脱退手当金は受給しておらず、申立期間を除き国民年金保険料を完納し、完納期間のうち大部分の期間は付加納付しているなど、年金制度に関する意識が高かったことがうかがえる。

また、申立人は、住民票の移動手続を昭和45年10月27日に行っていることが確認できるほか、同年11月ごろに集金人へ納付したとする保険料額が当時の国民年金保険料額と一致する上、申立期間当時、A市では婦人会が国民年金保険料の集金を行っていたことが確認できたことなど、

申立内容に不自然さはみられない。

さらに、申立人が所持している国民年金手帳を見ると、氏名は旧姓で記載されているものの、国民年金の資格取得日と婚姻後の氏名変更日が同日で記載されているなど不自然な点が見られる。

なお、申立期間当時の保険料納付は、各自の国民年金手帳に印紙を貼付して納付する方式であったことから、A市は国民年金被保険者全員の国民年金手帳を預かっており、直ちに加入者に交付していなかったため申立人の国民年金手帳の資格取得日等がいつの時点で記載されたものか確認できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年8月

私は、社会保険事務所（当時）に申立期間について国民年金保険料の納付記録を照会したところ、加入及び納付の事実が確認できないとの回答を受けた。

平成7年7月末で結婚のために勤めていた会社を退職し、A市役所2階の市民課で国民年金への加入手続を行い、保険料として約1万円程度を納付したことを覚えている。国民年金保険料を納付したはずの同年8月分が未納となっており、納得できないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失する都度、国民年金への切替手続を適切に行っている上、申立期間を除き国民年金保険料は完納しており、国民年金保険料の納付について意識が高かったことが認められる。

また、申立人は、申立期間の国民年金への加入の契機、時期、場所及び国民年金保険料の納付の時期について具体的かつ鮮明に記憶しているところ、事実、A市役所への確認の結果、当時の国民年金への加入手続を行っていた場所は、申立人が説明する場所と一致する上、申立人が納付したとする金額は申立期間当時の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さはみられない。

さらに、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄には、申立期間を第1号被保険者期間としている記載があり、B市のスタンプが押されているが、オンライン記録上、納付済みとされている期間についても同

様に記載されB市のスタンプが押されている。

なお、B市では、国民年金の記録欄へ記入する場合は、社会保険事務所に確認した上で記載していると回答していることから、社会保険事務所において、申立期間を国民年金の強制加入期間として確認したことを否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月から同年 3 月まで

私は知人の勧めで国民年金に加入し、保険料は町内会の役員が毎月集金していた。

納期までに納付できない未納分があった場合は、必ず後で納付していたと記憶しており、申立期間だけが未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であり、申立人は、昭和 42 年 6 月 9 日から 50 年 10 月 21 日までの期間、52 年 3 月 26 日から 61 年 4 月 1 日までの期間及び平成 3 年 3 月 31 日から 6 年 4 月 6 日までの期間について国民年金に任意加入し、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間前後を通して住所の変更は無く、家庭の経済状況に大きな変化があった事情は認められないことから、申立期間の保険料だけを納付しなかったとは考え難い。

さらに、A 市の国民年金被保険者名簿の検認記録欄及び特殊台帳によると、申立人は、昭和 43 年 1 月から同年 3 月までの保険料、45 年 2 月及び同年 3 月の保険料並びに 58 年 1 月から同年 3 月までの保険料を過年度保険料としてまとめて現金納付していることが確認でき、「納期限までに納付できない未納分があった場合は、必ず後でまとめて納付していた。」とする申立人の主張と一致している上、A 市は資料が残っていないため詳細は不明であるが、納付組織による集金制度があったと回答しており、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA組合（現在は、B事業所）における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和20年6月14日であると認められることから、申立人の同組合における資格取得日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を50円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月ごろから22年9月20日まで

私は、昭和19年4月ごろ、A組合本店に入社し、同組合C支店の勤務を経て23年4月に退職するまでの期間において、同組合に継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格の取得日が22年9月20日と記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 B事業所が保管するA組合の職員名簿の記載内容、勤務内容に係る申立人の具体的な記憶及び同僚の供述から、申立人は、申立期間のうち昭和20年5月14日から22年9月20日までの期間について、同組合に勤務していたことが認められる。

また、A組合に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「申立人はA組合に正社員として勤務していた。厚生年金保険には正社員全員が加入していたはずだ。」と供述している。

さらに、B事業所の回答から、昭和20年中にA組合に入社した同僚は申立人を含んで5人が判明したところ、同組合に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、このうち、申立人を除く4人は、入社日よりおおむね1か月後に厚生年金

保険被保険者の資格を取得していることが確認できることから判断すると、同組合では、当時、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況が推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 20 年 6 月 14 日から 22 年 9 月 20 日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額は、申立人と同時期に A 組合に入社し、申立人と同じ業務に従事したとする同僚の同組合に係る昭和 20 年 6 月から 22 年 8 月までの期間における健康保険労働者年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から判断すると、50 円とすることが妥当である。

なお、事業主は申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者標準報酬算定基礎届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）は当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 20 年 6 月から 22 年 8 月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間のうち昭和 19 年 4 月ごろから 20 年 5 月 14 日までの期間について、申立人は、A 組合に勤務していたとしているが、B 事業所が保管する同組合の職員名簿では、申立人が当該期間に在籍していた事実を確認することができない上、同組合に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚から、申立人が当該期間について同組合に勤務していたことを推認できる供述が得られないなど、申立人の当該期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等の具体的な状況は不明である。

また、当該期間のうち、昭和 19 年 4 月ごろから同年 10 月 1 日までの期間については、厚生年金保険法の前身である労働者年金保険法は、昭和 17 年 1 月に施行された後、適用準備期間を経て同年 6 月から保険料の徴収が開始されているが、同法における被保険者は、一定の業種の事業所に使用される男子労働者（一般職員を除く。）と定められており、女子は対象ではない上、19 年 6 月に施行された厚生年金保険法において、同年 6 月から同年 10 月までの期間は、同法の適用準備期間として、厚生年金保険の被保険者期間に算入しない期間であり、厚生年金保険料

の徴収が開始されたのは同年 10 月 1 日からであると定められていることから、申立人は、当該期間において、厚生年金保険の被保険者であったとは考え難い。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間のうち昭和 20 年 5 月 14 日から同年 6 月 14 日までの期間について、B 事業所が保管する A 組合の職員名簿の記載内容、勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び同僚の供述から、申立人は、申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、B 事業所の回答から、申立人と同時期に入社したことが確認できる同僚について、同組合に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、入社日からおおむね 1 か月後に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

また、B 事業所は前述の職員名簿以外に賃金台帳などを保管しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等の具体的な状況は不明である上、申立人は給与から厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等を所持していない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を昭和49年4月8日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年4月8日から50年1月6日まで

私は、昭和49年4月8日から50年2月28日までの期間について株式会社AのB営業所に継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格の取得日は同年1月6日とされている。

株式会社Aの人事担当者から、私が申立期間に在籍しており、厚生年金保険に加入していた旨の回答があったので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aが保管する人事記録及び同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間において、同社B営業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、株式会社Aの現在の人事担当者は、「申立期間当時、厚生年金保険被保険者資格の取得手続は当社本社が一括で行っていた。申立人と同年に当社に入社した複数の従業員は、入社日と厚生年金保険被保険者資格の取得日が一致しており、申立人についても、入社日より厚生年金保険に加入し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと考えられる。」と回答している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、同社B営業所で勤務したとする同僚は、「厚生年金保険被保険者資格の取得手続は株式会社A本社が

一括で行っていた。従業員全員が厚生年金保険に加入しており、申立人も当然加入していたはずだ。」と供述しているところ、当該同僚について、前述の被保険者原票から確認できる厚生年金保険被保険者資格の取得時期と、当該同僚が供述する入社時期が一致していることから判断すると、当時、同社では入社と同時に従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いとしていたことが推認できる。

さらに、オンライン記録から、申立期間は国民年金保険料の納付済期間となっていることについて、申立人は「当時、国民年金の加入手続及び保険料納付を行っていない。」旨供述しているところ、申立人の母の供述、申立人に係る国民年金被保険者台帳及び申立人が所持する国民年金手帳の記録から判断すると、当該期間の国民年金保険料は、申立人の母がC県D市において納付していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額は、申立人の株式会社Aにおける健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和 50 年 1 月の記録から 5 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは「当時の資料が残っていないため不明である。」と回答しているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届を提出する機会があったことになるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ申立てどおりの資格取得に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和44年4月1日、資格喪失日は48年4月8日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年4月から45年3月までは2万6,000円、同年4月から46年3月までは3万3,000円、同年4月から47年4月までは4万2,000円、同年5月から同年9月までは5万2,000円、同年10月から48年3月までは6万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月1日から48年4月8日まで

私は、申立期間当時、A事業所において、B職として勤務していた。

当時の給与明細等の関連資料は所持していないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する人事記録、雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から、申立人が申立期間において、同事業所にB職として勤務していたことが認められる。

また、A事業所が保管する申立人の「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」では、申立人が同事業所において昭和44年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、48年4月8日に被保険者の資格を喪失する旨記載されている上、両通知書には、いずれも社会保険事務所（当時）の受付印が確認できる。

さらに、A事業所が保管する前述の「健康保険厚生年金保険被保険者資

格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」によると、申立人の健康保険被保険者証の番号は*であることが確認できるところ、同事業所における健康保険厚生年金保険被保険者原票において当該番号は欠落している上、オンライン記録に当該番号に係る被保険者記録が収録されていないことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和44年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、48年4月8日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、A事業所が保管する前述の「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」に記載されている申立人の標準報酬月額、及び同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の記録から、昭和44年4月から45年3月までは2万6,000円、同年4月から46年3月までは3万3,000円、同年4月から47年4月までは4万2,000円、同年5月から同年9月までは5万2,000円、同年10月から48年3月までは6万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 8 月ごろから 41 年 4 月ごろまで
私は、昭和 38 年 8 月ごろに株式会社Aに入社し、BのC作業に従事していた。
同僚や上司の名前など詳しいことは覚えていないが、昭和 41 年 4 月ごろまでの期間において、D地に所在した会社の寮からE地のF駅まで電車で通勤していたことを記憶しており、厚生年金保険の被保険者記録が無いことは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

適用事業所名簿において、株式会社Aは昭和 49 年 11 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人に関する資料及び供述は得られない上、同社本社からは、申立人の在籍を確認できる資料は無い旨の回答を得ていることから、申立人の申立期間における勤務状況等について確認することができない。

また、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同年代で申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる 42 人に照会したところ、28 人から回答を得たが、申立人を記憶している者はおらず、申立人は同僚等の名前を覚えていないため、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことを確認することができない。

さらに、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間に申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番も見当たらないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

加えて、申立人の当該事業所に係る雇用保険の被保険者記録は確認できず、戸籍の附票によると、申立人は、申立期間においてG地内で3回の転

居を行っていることが確認できるとともに、D地に所在した会社の寮に居住していたことが確認できる記載は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月1日から3年3月31日まで
私は、A事業所がB学校において実施していたCの指導用務を、申立期間において担当した。
申立期間は、厚生年金保険に加入していたと思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する人事異動通知書及びA事業所が発行した在職証明書から、申立人が申立期間においてA事業所に雇用され、嘱託職員として勤務していたことが確認できる。

しかし、A事業所が保管している平成元年11月分の給与計算書によると、申立人の給料報酬額は7万7千円、控除額は所得税額5千360円、雇用保険料429円と記載されており、申立期間において給与から所得税額及び雇用保険料は控除されていることがうかがえるものの、当該給与から厚生年金保険料が控除されていたことを示す記載は確認できない。

また、A事業所総務部は、提出されていない平成元年11月分以外の申立期間に係る給与計算書についても、同様の内容となっており、当該期間に係る給与から厚生年金保険料は控除されていなかったと回答している。

さらに、A事業所総務部は、「1日8時間、週5日勤務する臨時職員は厚生年金保険に加入させていたが、週の勤務時間を30時間未満とする嘱託職員は、厚生年金保険には加入させていなかった。申立人は嘱託職員として雇用したため、厚生年金保険料は控除していなかった。」と回答しているところ、申立期間当時、申立人と一緒に申立事業所に勤務していたとする同僚は、「勤務時間が短かったため、厚生年金保険の被保険者ではなかった。」と供述しており、オンライン記録から当該同僚の申立事業所に

係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、前述の平成元年 11 月分給与計算書においても、当該同僚について厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、オンライン記録において、申立人は申立期間後の平成 5 年 1 月 12 日付けで A 事業所において厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できるところ、A 事業所が発行した在職証明書から、申立人は当該日付で臨時職員として A 事業所に雇用されたことが確認できる。